

品川区
一般廃棄物処理基本計画（第四次）
〈概要版〉



第1章 計画の概要策定の背景

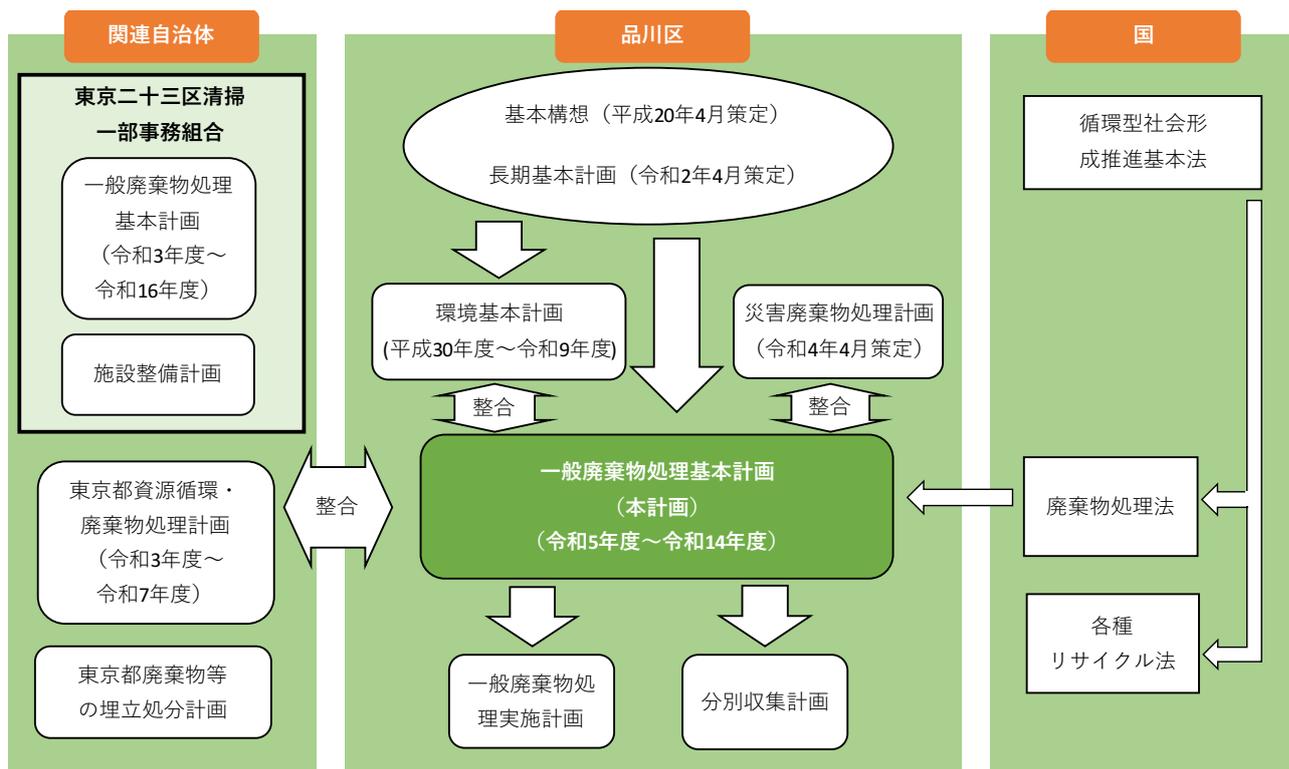
1.1 廃棄物・環境を取り巻く動向

品川区一般廃棄物処理基本計画は、平成25（2013）年3月に改定（第三次）され、ごみの出し方・分け方の周知徹底や新たに小型家電回収、雑がみ回収、粗大ごみのリユース事業など循環型社会の実現に向けて取り組んでまいりました。この間、脱プラスチック、カーボンニュートラル、SDGsの実現、食品ロス削減など環境問題の状況は、日々目まぐるしく動いています。

こうした状況の中で、今回、品川区一般廃棄物処理基本計画を改定し、廃棄物の発生抑制、3Rの推進、廃棄物の適正処理をさらに進め「循環型都市しながわ」を実現してまいります。

1.2 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、長期的・総合的視点に立って品川区のごみ・生活排水処理の推進を図るものであり、上位計画である品川区基本構想・品川区長期基本計画、品川区環境基本計画で掲げているごみ処理行政分野における計画事項を具体化するための施策方針を示すものです。

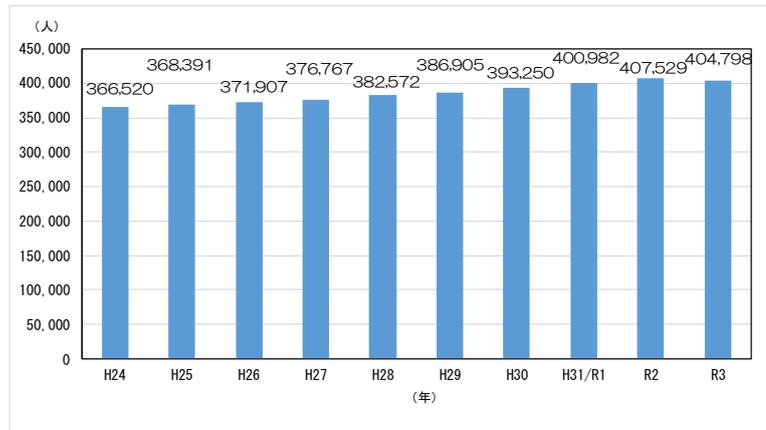


第2章 現状と課題

2.1 地域特性

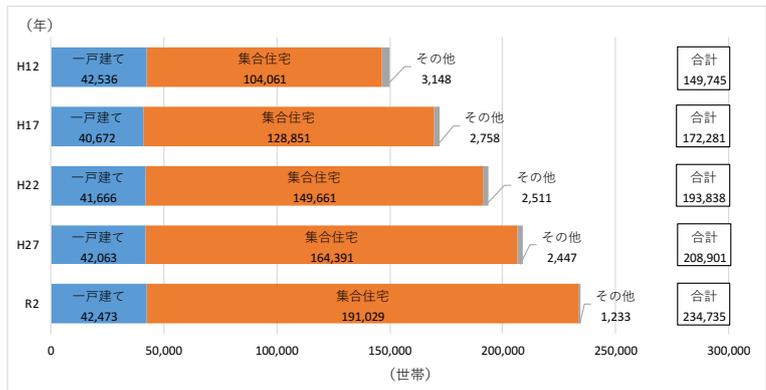
(1) 人口等の状況

総人口は、増加傾向で推移しており、平成24(2012)年度から38,278人増加し令和3(2021)年で404,798人となっています。



(2) 住居形態

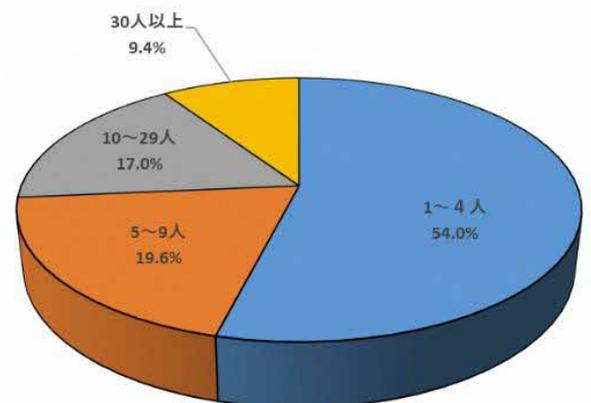
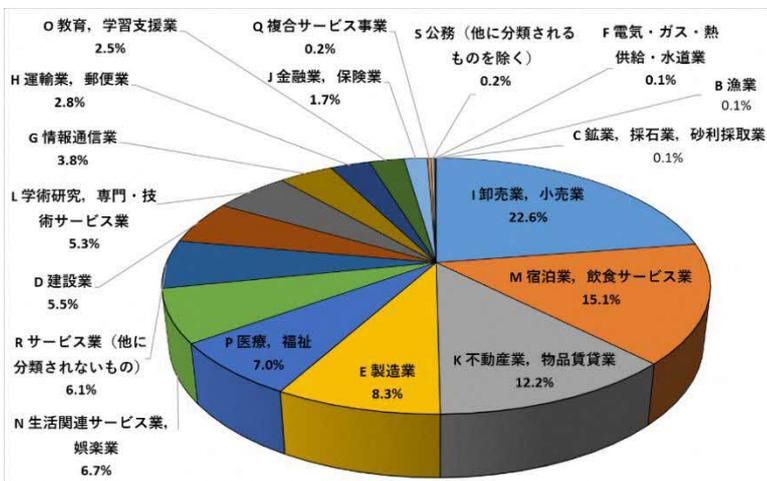
住居形態は、一戸建ては概ね横ばい傾向で推移しており、令和2(2020)年度で42,473世帯となっています。集合住宅は増加傾向で推移し、令和2(2020)年度は191,029世帯で品川区の世帯の約8割を占めています。



(3) 事業所の状況

業種別の事業所数は、「卸売業・小売業」が最も多く、次いで「宿泊業・飲食サービス業」、「不動産業・物品賃貸業」となっており、この3業種で概ね5割を占めています。

また、従業者数別の事業所数は、「1~4人」が最も多く5割を超えています。

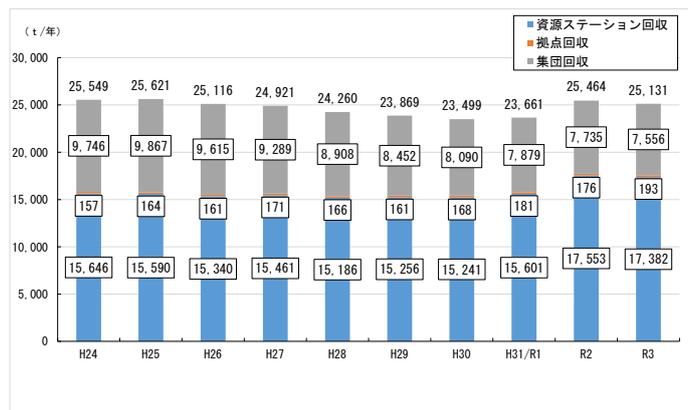


(出典: 令和元年経済センサス 基礎調査 総務省統計局)

2.2 資源・ごみ量の推移

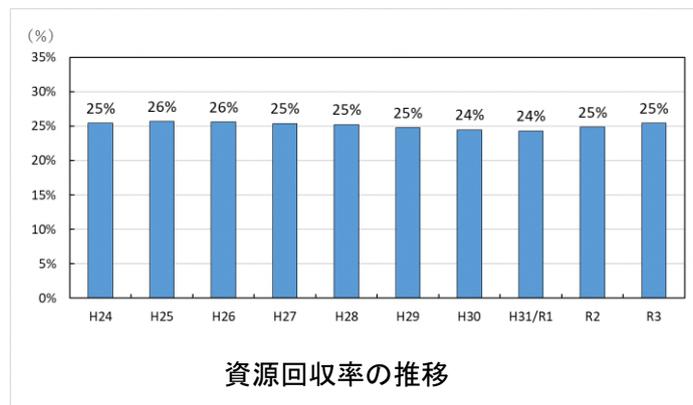
(1) 資源回収量の推移

資源回収量は減少傾向で推移していましたが直近2年間は増加し、令和3（2021）年度で25,131t/年となっています。内訳をみると資源ステーション回収および拠点回収は横ばいで推移し、集団回収が減少傾向となっています。



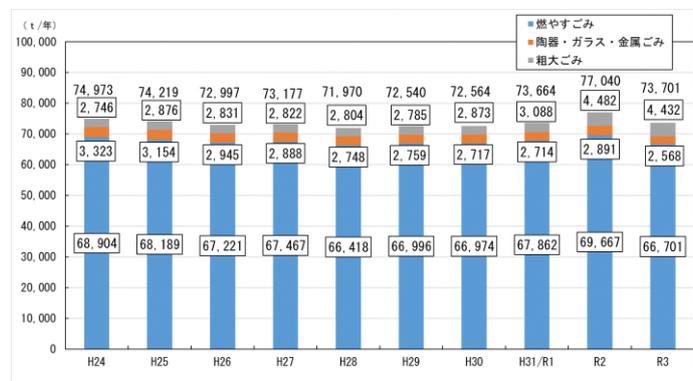
(2) 資源化率の推移

資源化率は横ばいで推移し令和3（2021）年度で25%となっています。



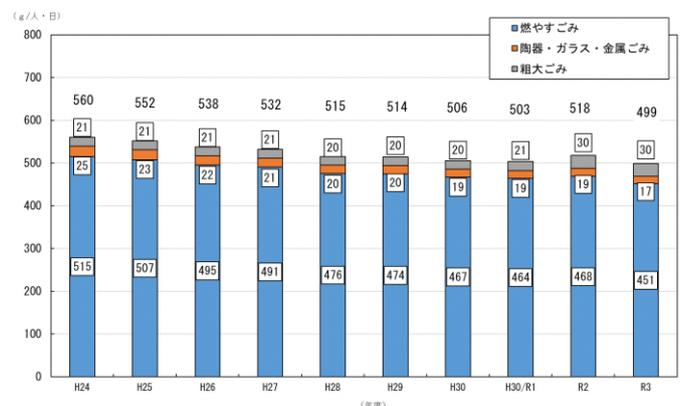
(3) 収集ごみ量の推移

区収集ごみ量は横ばい傾向で推移しており、令和2（2020）年度はコロナ禍の影響により増加していますが、令和3（2021）年度では令和元（2019）年度（73,664t/年）とほぼ同等の73,701t/年となっています。



(4) 1人あたりの区収集ごみ量の推移

区民1人あたりの収集ごみ量は概ね減少傾向にあり平成24（2012）年度の560g/人・日から61g/人・日減少し令和3（2021）年度で499g/人・日となっています。



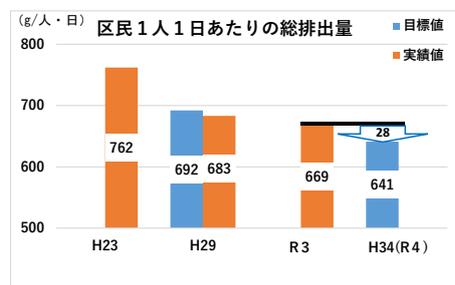
2.3 前回計画（第三次）の達成度

計画の達成状況は以下に示すとおり、令和3（2021）年度の実績と目標値を比較した場合、すべての指標で未達成となっています。

区民1人1日あたりの総排出量 目標値：641(g/人・日)

令和3（2021）年度は669(g/人・日)でした。基準年（平成23（2011）年）から93(g/人・日)減少していますが、目標値まで28(g/人・日)の削減が必要でした。

ごみの資源化が進まなかったことと、区民への分別の周知不足と考えられます。

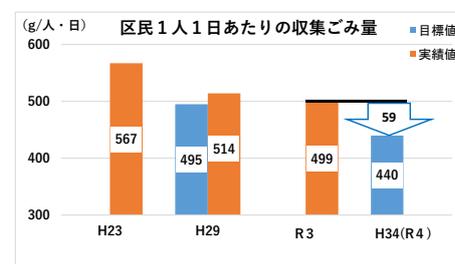


総排出量の達成状況

区民1人1日あたりの収集ごみ量 目標値：440(g/人・日)

令和3（2021）年度は499(g/人・日)でした。基準年から68(g/人・日)減少していますが、目標値まで59(g/人・日)の削減が必要でした。

生ごみは減少したものの、紙ごみ類は増加しており、区民へのごみ分別の周知が不十分であったと考えられます。

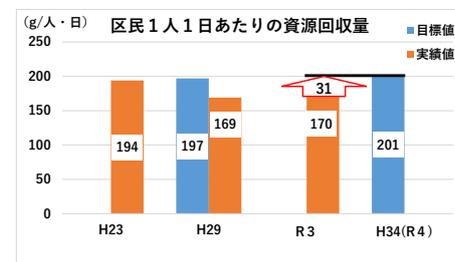


収集ごみ量の達成状況

区民1人1日あたりの資源回収量 目標値：201(g/人・日)

令和3（2021）年度は170(g/人・日)でした。基準年から24(g/人・日)の減少となっていますが、目標値まで31(g/人・日)の増加が必要でした。

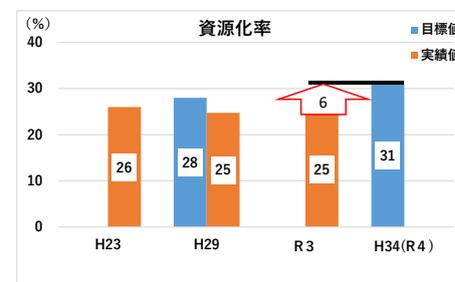
資源分別の複雑さから、ごみから資源への移行が進まず、資源品目自体の拡充も困難であったことが要因です。



資源回収量の達成状況

資源化率 目標値：31(%)

令和3（2021）年度は25%でした。基準年から1%の減少となっています。目標値まで6%の増加が必要でした。さらなるごみの分別の周知徹底、新たなりサイクル手法を確立し、資源回収品目の拡充を進める必要があります。



資源化率の達成状況

2.4 課題

(1)最終処分場延命

廃棄物の適正処理が進み、投入量は減少していますが、現在の搬入量で推移した場合、処分場埋め立ての寿命は約 50 年とされています。今後新たな処分場として活用可能な場所は見つかっていません。そのため、今まで以上に排出するごみを減らし、処分場への搬入量を減らすことで、今ある処分場を約 50 年間で埋め立て終了とすることなく、できる限り延命することが重要です。



(出典：東京都環境公社 HP)

(2)資源循環型社会の構築

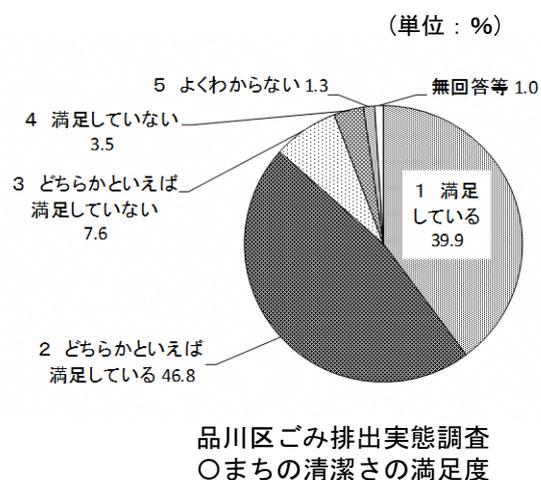
「ごみ・廃棄物」という概念が無くなるような循環型社会を目指すために、排出するものを効率よくリサイクルするための品目、分かりやすい分別方法の確立、効率的な循環ルートづくりとその充実が必要です。前回計画から資源回収品目の拡充などに取り組みましたが、資源化率の向上には至りませんでした。今後も循環型社会構築のためにさらなる分別の周知徹底や資源回収品目の拡充に努める必要があります。

(3)事業系ごみの削減

事業所とその従業員がより主体的に発生抑制と資源化に取り組めるよう、業種、事業形態に応じた啓発・支援をする必要があります。また、小規模事業者は家庭ごみと同様に区が収集をしていますが、有料ごみ処理券の貼付が8割程度にとどまっている現状があります。公平性を保つため貼付指導を強化するとともに、3Rの推進と適正排出を指導することで、ごみの減量と事業者の廃棄物費用負担の適正化を図っていく必要があります。

(4)環境衛生保持

令和4（2022）年品川区ごみ排出実態調査報告書では、8割以上の区民がまちの清潔さで「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えています。地域においてごみの適正排出は、きれいな街づくりの観点から重要であり、今後も資源回収ステーションの巡回、不適正排出者への指導・啓発を進め、区民・事業者・区が一体となって環境衛生の意識を高めて行く必要があります。



3章 ごみ処理基本計画

3.1 基本理念

本計画の上位計画である長期基本計画では、政策の柱17の「地球環境にやさしいまちづくり」において「循環型社会への取り組みを推進する」とし、環境基本計画では基本目標のひとつに「持続可能な「循環型都市」を実現する」を掲げています。また、第三次計画の基本理念は「品川区は、区民・事業者と協働して次代につなぐ「循環型都市しながわ」の実現を目指します。」としていました。

これらの上位計画や第三次計画のビジョンを踏まえて、本計画の基本理念を「区民、事業者とともに、持続可能な「循環型都市しながわ」を実現する」とします。

基本理念

**区民、事業者とともに、持続可能な
「循環型都市しながわ」を実現する**

3.2 基本方針

基本方針1 ごみの発生抑制の推進

1人1日あたりの収集ごみ量は年々減少してきているものの近年は減少幅が鈍化しています。これまでの施策を継続しつつ、ごみの減量や分別の徹底による資源化を推進し、区民、事業者がそれぞれの役割を果たし「ごみを発生させない」ライフスタイルの定着を目指します。

基本方針2 リサイクルの推進

資源化率は、横ばい傾向にあります。これまで進めてきた分別排出の更なる徹底を図るとともに、プラスチック資源循環促進法の施行による製品プラスチックへの対応を含め、更なるリサイクル推進を図り、循環型社会の実現に向けて取り組んでいきます。

基本方針3 事業系ごみ削減の推進

事業者には、排出事業者責任が規定されています。事業者が自ら資源リサイクルに取り組むよう、大規模事業者に対する指導、中小事業者に対する支援を行い、ごみの排出抑制や分別の徹底について意識啓発を図っていきます。

基本方針4 ごみの適正処理の推進

安全で安心して暮らすことのできる生活環境を維持するためには、ごみの排出から収集・運搬、処分に至るあらゆる段階において適切な対応が必要です。廃棄物の種類や排出方法に応じて適正に処理することで環境負荷の低減に努めます。

また、平時のみならず災害時においても区民が「安全・安心」に生活をするため、災害時における廃棄物の処理体制を整備します。

3.3 施策の体系



〈施策の方向性〉

〈主な取り組み〉

(1)家庭ごみの発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの水切りの励行促進 ・食材の使い切りと必要な分だけの購入 ・家庭用生ごみ処理機の購入費用助成 ・マイバッグ、マイはし、マイボトルの励行
(2)再使用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみからのリユース事業 ・フリーマーケットの主催・支援 ・リユース促進パンフレットの作成 ・リサイクル情報紙「くるくる」の発行
(1)区民の自主的な活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・集団回収事業の推進 ・区民やリサイクル団体との協働事業の推進 ・相談しやすい窓口体制
(2)区の資源回収事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・資源リサイクル品目の充実 ・資源回収ステーション回収・拠点回収の充実 ・雑がみ回収の促進 ・資源持ち去り対策の推進 ・小型家電回収の充実と充電式電池への対応
(3)環境情報の積極的な発信	<ul style="list-style-type: none"> ・「ごみ・リサイクルカレンダー」の配布 ・転入者への「資源・ごみの分け方・出し方」の配布 ・「ごみ・リサイクル通信」の配布 ・ごみ・リサイクル経費の見える化
(1)事業系ごみの発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量への啓発徹底 ・製品の長寿命化への取り組み ・簡易包装、詰替え可能な商品の取扱い ・飲食店による生ごみの水切り等の徹底 ・区施設におけるリサイクルの促進、再生品の積極的な利用
(2)事業系ごみの適正排出の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・不適正排出についての指導・助言 ・事業用大規模建設物に係る立ち入り調査 ・医療廃棄物の適正排出指導
(3)事業系リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・インクカートリッジ里帰りプロジェクトの推進 ・事業者自主回収の情報提供 ・事業系リサイクルシステムの推進
(1)適正排出の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各戸収集・早朝収集の実施 ・不適正な分別についての指導・助言（ふれあい指導） ・高齢者等ふれあい収集の実施 ・スプレー缶等の適正な排出方法の周知 ・在宅医療廃棄物の適正処理 ・不法投棄・カラス対策
(2)効率的で環境負荷の少ない収集体制	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な収集運搬体制の構築 ・環境負荷の少ない車両の導入
(3)環境教育	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生ごみ減量・リサイクルポスター展 ・小学生用啓発冊子の配布 ・スケルトン車両による環境学習 ・各種イベントにおける啓発展示 ・出前講座の実施 ・「ごみ・資源追っかけ隊」の実施
(4)区民参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物減量等推進審議会の運営 ・廃棄物減量等推進員制度

3.4 数値目標

本計画での数値目標を、以下のとおり設定しました。

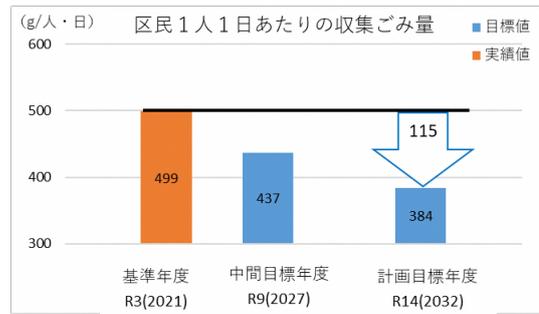
数値目標の指標は、「区民1人1日あたりの収集ごみ量」、「資源化率」、「事業用大規模建築物のリサイクル率」および「品川区世論調査におけるまちの清潔さ」の評価の4項目とします。

なお、計画目標における基準年度を令和3（2021）年度、計画目標年度を令和14（2032）年度、中間目標年度を令和9（2027）年度とします。

区民1人1日あたりの収集ごみ量

計画目標値 384g/人・日

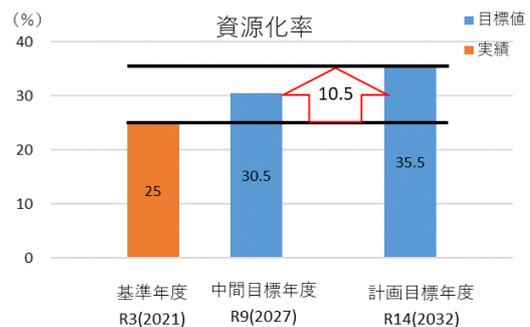
中間目標値 437g/人・日



資源化率

計画目標値 35.5%

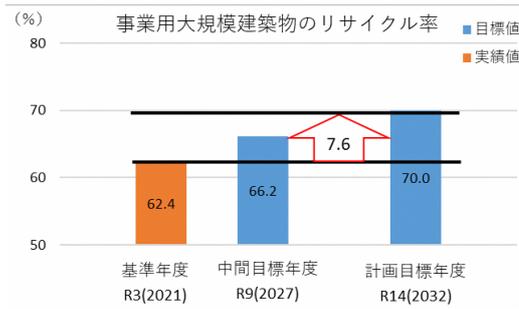
中間目標値 30.5%



事業用大規模建築物のリサイクル率

計画目標値 70.0%

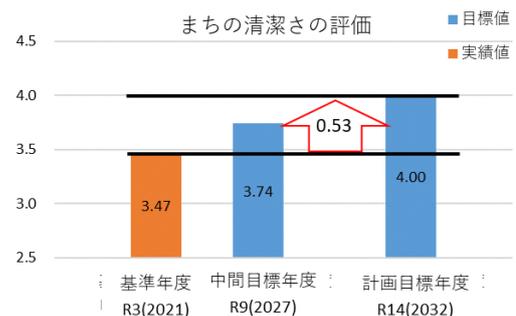
中間目標値 66.2%



品川区世論調査の「まちの清潔さ」評価

計画目標値 4.00

中間目標値 3.74



3.5 進行管理 PDCA サイクル

本計画を進行管理するため、毎年の点検・評価について品川区廃棄物減量等推進審議会を通じて行います。基本理念、基本方針に沿ってそれぞれの施策が効果を発揮しているか、目標達成に向けた取り組みが行われているか等をチェックし、各施策の方針見直しや本計画策定5年後である令和9（2027）年度の中間見直しに反映させてまいります。

具体的なPDCAサイクルは、本計画策定を「Plan」、具体的な取り組みの実施を「Do」、品川区廃棄物減量等推進審議会における点検・評価を「Check」、各施策の方針見直しや5年後の中間見直しを「Action」とします。繰り返し一般廃棄物処理事業全体の課題を明らかにして、最善の施策を模索することで適切な進行管理を進めてまいります。



第4章 生活排水処理基本計画

4.1 基本計画

- (1) 下水道接続の促進
- (2) し尿等の適正処理

品川区一般廃棄物処理基本計画（第四次） 概要版

発行：令和5年3月

品川区清掃事務所

〒141-0032 品川区大崎1-14-1 電話 03-3490-7705